

# 横芝光町産直交流施設基本計画検討委員会設置要綱

平成28年2月10日公示  
平成28年横芝光町告示第10号  
(設置) 改正 平成28年5月11日告示第84号

第1条 産直交流施設（以下「施設」という。）の整備に関する事項について調査及び検討することを目的に、横芝光町産直交流施設基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 施設の建設目的及び効果の整理に関すること。
- (2) 施設の必要機能、規模及び構造に関すること。
- (3) 施設の適切な配置計画に関すること。
- (4) 施設の管理運営形態に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の整備に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、産業、経済団体等の代表者及び公共的団体の代表者並びにその他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

4 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

(関係者等の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、関係者等に対し委員会の会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年告示第84号)

この告示は、公示の日から施行する。